

3月15日(水)まで

所得税の確定申告、市・県民税の申告はお早めに

申告書には、マイナンバーの記載が必要です



今回の申告からマイナンバー(個人番号)の記載が必要

申告書の提出には、申告する本人の個人番号と身元を確認できる本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

■本人確認書類
▼マイナンバーカードを持っている人
マイナンバーカードのみ
▼マイナンバーカードを持っていない人

○番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど

○身元確認書類
運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※市役所に確定申告書を提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です

※郵送での提出は、写しを添付してください

※マイナンバーカードは、表面と裏面の写しが必要です

※e-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

提出・相談は次の2会場です

■日程 3月15日(水)まで
(土・日曜日を除く)

会場① 確定申告書の提出・相談
イオンモール成田

2階イオンホール
(成田市ウイング土屋)

■時間 午前9時～午後4時
(提出は午後5時まで)

※午前9時～10時までは、立体駐車場3階の連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。(他の入り口は利用できません)

会場②

確定申告書、市・県民税申告書の提出・相談
すこやかセンター2階
総合健診室

※会場が昨年と違いますので、ご注意ください

■時間 午前9時～正午 / 午後1時～4時

午前中の個別相談の順番は、警備の都合上、午前8時10分に抽選を行い、以降は先着順になります。なお、混雑状況により早めに受付を終了する場合があります

※3月5日(日)は市・県民税申告書の提出・相談のみ、課税課窓口で行います。すこやかセンターの休日夜間受付の入口を利用してください

「ご注意ください!」
市役所で受けられない相談

次の相談は市で受け付けることができません

会場①のイオンモール成田で相談してください

○住宅借入金等特別控除(初めて受ける人・連帯債務のある人)の申告

○営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告

○事業を開始して「初めて」の申告

○青色申告

○譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告

○配当所得の申告

○災害の控除(東日本大震災、台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告

○贈与税、消費税の申告、準確定申告

○日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の確定申告

※そのほか、内容によっては、会場①のイオンモール成田を案内することがあります

※申告期間中は、電話が大変つながりにくくなります

●課税課市民税班
☎(93) 1111(代)

●成田税務署
☎(28) 5151

(自動音声で担当に案内)

軽自動車などの廃車、名義変更は届け出が必要



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます

手続きをしないと、いつまでも課税されることになります

次の項目に該当するときは、3月中に廃車手続きや名義変更の手続きをしてください

○廃棄したとき

○所有者が亡くなったとき

○盗難に遭ったとき

○他人に譲ったとき

○他市町村に住所を移したとき

○軽四輪
軽自動車検査協会千葉事務所
☎050(3816)3114

○軽二輪・二輪小型自動車
関東運輸局千葉運輸支局
☎050(5540)2022

○農耕用小型特殊自動車など
※ナンバープレート(標識、印鑑、標識交付証明書が必要)

●課税課市民税班
☎(93) 1111(代)

●成田税務署
☎(28) 5151

(自動音声で担当に案内)

3月は市税収納強化月間です



税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持を目的に、3月を収納強化月間として「電話催告」を実施します

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人に、電話でお知らせします

※金融機関、口座番号を聞くことや振込の指示をすることは絶対ありません

■日時 3月11日(土)、12日(日) 午前9時～午後4時

問 納税課納税班 ☎(93) 0433

市税の延滞金について

延滞金は、市税を納期限までに納めた人との公平性を確保するために、本税に加算して徴収するものです

納期限を過ぎてからの納付は、その遅延した税額と期間の日数に応じて計算した延滞金に加算されます

■注意事項
○税額が、2,000円未満または、算出した延滞金が1,000円未満の場合は延滞金はかかりません

○税額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算します

○算出した延滞金に100円未満の端数がある場合、端数金額は切り捨てます

適用期間 (1月1日～12月31日)	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日～納付日までの期間
平成22～25年	年4.3%	年14.6%
平成26年	年2.9%	年9.2%
平成27～28年	年2.8%	年9.1%
平成29年	年2.7%	年9.0%

※法人市民税は、申告の時期、更正、修正などにより算出方法が異なります

(例) 平成29年1月1日以降の計算

延滞金 = (税額 × A ÷ 365日 × 2.7%) + (税額 × B ÷ 365日 × 9.0%)

A…納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数

B…納期限の翌日から1か月を経過した日の翌日から、納付した日までの日数

市民課一部証明交付

毎月第2・4日曜日に市民課で扱う一部証明を交付しています

■日時

3月12日(日)、26日(日) 午前8時30分～午後5時15分

■場所 市民課(左図①)

■取り扱う証明

住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)

※住民票の写しは、本人及び世帯員以外の人には交付できません。申請には運転免許証などの本人確認が必要

問 市民課市民班

☎(93) 4086

市税休日納付相談

■日時

3月19日(日) 午前9時～午後4時

■場所 国保年金課(左図②)

■納付相談などの対象

市・県民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

問 納税課納税班

☎(93) 0433

●国保年金課国保税班
☎(93) 4084

